

実務情報  
Series 2024 6

2024年度版

# 税制改正 早わかりハンドブック

とくぎん  
**SUCCESS CLUB**

## はじめに

2024年度の税制改正法案が3月に可決・成立しました。“中長期の経済成長の実現”と“成長の果実の還元”を主な目的として、「賃上げ促進税制」のように従来から設けられている制度の改正だけでなく、「プラットフォーム課税」のような新しい制度の導入や、ことに限定される「定額減税」など、幅広い内容が盛り込まれています。

本冊誌では、2024年度の税制改正の内容を中小企業に影響を及ぼすものを中心に解説していきます。

[執筆]

税理士事務所タカジム  
公認会計士・税理士

**高橋 良和**

**たかはし よしかず**

公認会計士として監査法人、外資系企業に勤務後、独立。法人税、消費税、資金繰り、経営・財務分析、Excelを使った経理業務の効率化、ITの導入得意とする。著書に『最強の経理実務Excel教本』がある。

## 実務情報 Series CONTENTS

### 2024年度版 税制改正早わかりハンドブック

I. 法人税	3
1. 中小企業向け賃上げ促進税制の見直し／2. 中小企業事業再編投資損失準備金制度の見直し・延長／3. イノベーションボックス税制の創設／4. 暗号資産の期末評価方法の見直し／5. 中小企業の交際費等の損金不算入制度の見直し・延長／6. 中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し・延長／7. 経営セーフティ共済掛金の損金算入の特例の見直し	
II. 所得税・その他	9
1. 所得税の定額減税／2. 住民税の定額減税／3. エンジェル税制の見直し／4. ストックオプション税制の見直し	
III. 消費税	13
1. プラットフォーム課税の導入／2. インボイス制度に関連する帳簿の記載事項の見直し／3. 免税事業者からの仕入税額控除の上限の設定	
IV. 2024年度 主要税制改正項目一覧	15

# I 法人税

## 1. 中小企業向け賃上げ促進税制の見直し (増・減税)

### ▶ ポイント

- 中小企業の最大税額控除率が45%に拡充
- 「女性活躍」「子育てと仕事の両立」への支援に積極的な会社に対して税額控除率を上乗せ
- 税額控除額が上限を超えた場合、5年間の繰越しが認められる

### ▶ 適用対象期間

2024年4月1日～2027年3月31日までの間に開始する各事業年度

### ▶ 背景

2024年は30年ぶりに5%を超える高い水準の賃上げが実現する見込みです。これを物価

高にも負けない持続的な力強い動きとして定着させるために、賃上げ促進税制が拡充されます。

### ▶ 現行制度

賃上げ促進税制は企業規模によって区分されていますが、ここでは中小企業（資本金1億円以下の法人等）向けの制度に絞って解説します。現行制度は、給与支給額の増加率が一定の要件を満たす場合に、給与支給額の増加分に応じた税額控除を受けられる仕組みになっています。そのうえで、教育訓練費の増加率が一定の要件を満たしていると、税額控除が上乗せされます。

### ▶ 改正内容

今回の改正では、現行制度の枠組みを維持しつつ、税額控除のうち「上乗せ部分」の見直しが行なわれました（図表1）。

■ 図表1 中小企業向け賃上げ促進税制の仕組み

要件	雇用者給与等 支給額	前事業年度の雇用者給与等 支給額	$\times 101.5\%$
税額控除額の 計算式	$\left( \frac{\text{雇用者給与等}}{\text{支給額}} - \frac{\text{前事業年度の雇用者給与等}}{\text{支給額}} \right) \times 15\%$		ココに 上乗せ 控除率
(一定の要件を 満たす場合) 税額控除の 上乗せ	要件		上乗せ する控除率
1	$\frac{\text{雇用者給与等}}{\text{支給額}} \geq \frac{\text{雇用者給与等} \times 102.5\%}{\text{支給額}}$	15%	変更
2	$\text{教育訓練費の額} \geq \text{前事業年度の教育訓練費の額} \times 105\%$ かつ $\text{教育訓練費の額} \geq \text{雇用者給与等支給額} \times 0.05\%$	10%	
3	$\begin{aligned} &\text{・ プラチナくるみん認定} \\ &\text{・ プラチナえるぼし認定} \\ &\text{・ くるみん認定orえるぼし認定 (2段階目以上)} \end{aligned}$		5%
新設 税額控除額の 繰越し	税額控除額が限度額（法人税額の20%）を上回る場合に、翌年以降5年間の繰越しが認められる		

\* プラチナくるみん認定・プラチナえるぼし認定については適用事業年度終了の日に認定を取得している場合、くるみん認定orえるぼし認定（2段階目以上）については適用事業年度中に取得した場合にのみ適用

具体的には、教育訓練費について要件が緩和される一方で、新たに「くるみん」（出産、育児、子育てをサポートする体制を整えている企業を国が認定する制度）や「えるほし」（女性の活躍を推進している企業を国が認定する制度）を取得するなど一定の要件を満たしている場合にも、税額控除の上乗せが認められます。

また、税額控除額が限度額（法人税額の20%）を越える場合、超過分を翌年度以降5年間の繰越しができることになりました。

## 2. 中小企業事業再編投資損失準備金制度の見直し・延長 (減税)

### ▶ ポイント

- ・現行制度の要件を見直したうえで延長
- ・中堅・中小企業が一定の要件を満たして認定を受けたM&Aの計画に従って取得した株式については、2回目の取得については取得価額の90%、3回目以降は取得価額の100%が損金算入可能に（拡充枠）

### ▶ 適用対象期間（拡充枠）

改正産業競争力強化法施行日～2027年3月31日までに認定を受けたものの取得

### ▶ 背景

中小企業の事業承継の手段として、また中小企業の生産性向上を目的として、中小企業同士のM&Aの需要が高まっています。

ただ、M&Aの実施後に債務が見つかったり、企業価値の評価に予想以上の時間とコストがかかったりするなど、後になって想定外のリスクが発生する可能性が懸念されます。

そこで、このようなリスクに税制面から備えるために、中小企業事業再編投資損失準備金制度を見直し・延長することになりました。

### ▶ 現行制度

中小企業等経営強化法に基づき経営力向上計画の認定を受けた事業者が、認定を受けた経営力向上計画に従って株式を取得した場合、準備金として積み立てた金額（株式の取得価

額の70%以下）を損金に算入できます。

通常、株式を取得しても取得価額を損金に算入することはできないので、税金計算上大きなメリットになります。

### ▶ 効果

株式の取得価額の70%を損金算入しても、後で同額を益金算入するのであれば、長い目で見れば税金計算上のメリットはないとも言えます。

ただ、取得した年に損金算入できれば投資した資金の一部を早期に回収することができる、M&A後に発生する組織整備の支出に備えるなど、M&A直後のキャッシュ・フローを厚くする効果があります。

### ▶ 改正内容

現行制度については、一定の表明保証保険契約を締結した場合を対象外とする要件を加え、適用期間が3年延長されました（図表2）。

また、グループ化に向けて複数回のM&Aを実施する中堅・中小企業を後押しするために、2回目以降の株式取得価額の積立率の上限が拡大されました（図表3）。

## 3. イノベーションボックス税制の創設 (減税)

### ▶ ポイント

- ・イノベーションボックス税制は、特許やソフトウェアなどの知的財産から発生する利益について、税金計算を有利に（=税額を少なく）する制度
- ・知的財産から得られる利益について税金の負担を軽減することで、研究開発拠点としての立地の優位性を高め、競争力を強化することを目的として創設

### ▶ 適用対象期間

2025年4月1日～2032年3月31日

### ▶ 背景

利益の源になる革新的な仕組み、技術開発（=イノベーション）は、厳しい国際競争が

■図表2 中小企業事業再編投資損失準備金制度（現行制度の見直し・延長）

対象となる企業	・青色申告書を提出する中小企業
対象となるM&A	・認定を受けた経営力向上計画に従って株式等を購入すること ・株式等を取得した日を含む事業年度の終了の日まで引き続き保有していること
税金計算上のメリットと必要な処理	① 購入した株式等の取得価額の70%以下の金額を損金に算入できる ② ①で損金にした額を「中小企業事業再編投資損失準備金」として積み立てる
翌期以降の「中小企業事業再編投資損失準備金」の扱い	・「株式を保有しなくなった」「帳簿価額を減額した」場合には取り崩して益金に算入 ・取得した年度の次の年から5年間据え置いた後、5年間で均等額を取り崩して益金に算入
対象外となるケース	改正により追加 一定の表明保証保険 <sup>*1</sup> 契約を締結した場合
適用期限	改正により延長 2027年3月31日まで

\*<sup>1</sup>表明保証保険：表明保証<sup>\*2</sup>に違反するような事実によって買主または売主が損害を被った場合、その損害を補償することを目的とする保険

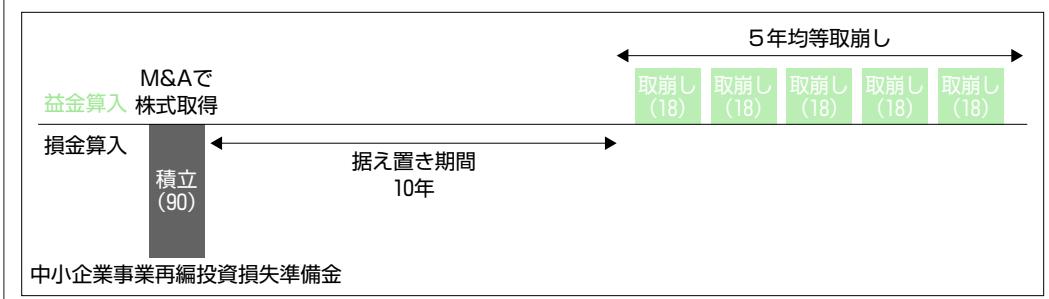
\*<sup>2</sup>表明保証：M&Aを行なう際に、対象となる企業に関する財務や法務等に関する一定の事項が真実かつ正確であることを表明してその内容を保証すること

■図表3 中小企業事業再編投資損失準備金制度（拡充枠）

対象となる企業	・青色申告書を提出する中小企業or中堅企業 ※中堅企業：中小企業を除く常時使用する従業員数が2,000人以下の会社
対象となるM&A	・認定を受けた特別事業再編計画（仮称）に従って株式等を購入すること ・取得した日を含む事業年度の終了の日まで引き続き保有していること ・過去5年以内にM&Aの実績があること
税金計算上のメリットと必要な処理	① 特別事業再編計画に従って最初に取得をした株式等（=2回目のM&Aで取得した株式）の取得価額の90%以下の金額を損金に算入できる ② ①以外の株式等（=3回目以降のM&Aで取得した株式）の取得価額の100%以下の金額を損金に算入できる ③ ①②で損金にした額を「中小企業事業再編投資損失準備金」として積み立てる
翌期以降の「中小企業事業再編投資損失準備金」の扱い	・取得した年度の次の年から10年間据え置いた後、5年間で均等額を取り崩して益金に算入 ・「株式を保有しなくなった」「特別事業再編計画の認定取消し」等の場合は全額を取り崩して益金に算入
対象外となるケース	・一定の表明保証保険契約を締結した場合 ・株式等の取得価額が100億円を超える場合または1億円に満たない場合
適用期限	改正産業競争力強化法施行日～2027年3月31日まで

#### 中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充枠の具体例

- (例) ・過去5年以内に1回目のM&Aを実施  
・今回、認定を受けた特別事業再編計画に従って、2回目のM&Aを実施



進んでいます。

わが国においてもイノベーションを支える研究開発拠点としての競争力を強化し、民間の無形資産投資を促進することは、今後の経済成長を左右する重要な課題です。

そこで、国内で行なう研究開発の成果として生まれた知的財産から生じる所得について、税負担を軽減する制度＝イノベーションボックス税制が創設されました。

#### ▶制度内容

「特定特許権等の譲渡と貸付けに係る所得」と「法人全体の所得」のいずれか少ないほうの30%が損金として認められます（図表4）。

### 4. 暗号資産の期末評価方法の見直し

（減税）

#### ▶ポイント

- ・日本国内の会社が保有する暗号資産について、期末の時価評価の対象外とするものの範囲が拡充

#### ▶適用対象期間

現時点では未定

#### ▶背景

日本国内の会社が保有する暗号資産については、期末に時価評価し、評価損益は課税の対象とされていました。

その結果、手元の資金が増えないまま、暗号資産の時価の変動によっては税負担だけが極端に大きくなるリスクがあることから、ブロックチェーン関連企業の海外流出が起きています。

そこで、2023年度改正で自己が発行した暗号資産のうち一定の要件を満たすものについて時価評価の対象外としたのに続いて、2024年度改正では発行者以外の第三者が保有する暗号資産の期末評価についても見直しが行なわれました。

#### ▶現行制度

日本国内の会社が保有する暗号資産の期末評価は、時価評価を行ない評価損益を課税の対象とするのが原則です。

しかし、2023年度改正で次の2つの要件を満たすものについては原価法で評価（＝取得価額で評価）することになりました。

- ① 自己が発行した暗号資産でその発行の時

■図表4 イノベーションボックス税制の内容

①②のいずれか少ないほうの30%を損金算入できる

① 特定特許権等取引に係る所得 ×	分母のうち適格研究開発費 当期および前期以前（2025年4月1日以後開始事業年度に限る）の特定特許権等取引に係る特定特許権等の直接研究開発費
② 当期の法人所得	

#### 用語解説

特 定 特 許 権 等：2024年4月1日以後に取得または製作をした特許権および人工知能関連技術を活用したプログラムの著作権で、一定のもの

特許権譲渡等取引：①居住者もしくは内国法人に対する特定特許権等の譲渡  
または  
②他の者（関係者除く）に対する特定特許権等の貸付け

適格研究開発費：研究開発費の額のうち、特定特許権等の取得費および支払ライセンス料、国外関連者に対する委託試験研究費、国外事業所等を通じて行なう事業に係る研究開発費の額以外のもの

から継続して保有している

- ② ①の暗号資産の発行時から一定の譲渡制限が行なわれている

#### 改正内容

2024年度改正では、一定の譲渡制限が行なわれている暗号資産の期末評価について、①原価法、②時価法のうち、法人が選んだ評価方法で行なうことになります（図表5）。

なお、評価方法については確定申告書の提出期限までに所轄の税務署長に届け出る必要があり、届出をしなかった場合は原価法で計算した額が期末の評価額になります。

### 5. 中小企業の交際費等の損金不算入制度の見直し・延長（減税）

#### ▶ ポイント

- ・交際費等の範囲から除外される飲食費の金額が、1人あたり1万円に引き上げ

#### ▶ 適用対象期間

2024年4月1日～2027年3月31日

#### ▶ 背景

中小企業は特例として、一定の範囲内で交際費の損金算入が認められています。交際費は、新規顧客の開拓、販売促進の手段として必要不可欠な支出であるため、引き続き一定の範囲内で損金算入が認められることになりました。

#### ▶ 現行制度の適用期限延長

- ① 交際費等を800万円まで全額損金算入
  - ② 飲食費の50%を損金算入
- のどちらかを選択することができますが、この現行制度の適用期限が2027年3月31日まで3年間延長されました。

#### ▶ 改正の内容と実務での留意事項

交際費等から除外され損金算入が認められる「少額の飲食費」の基準が1人あたり5,000円から1万円に引き上げされました。

少額の飲食費を損金計上する要件として、①飲食した日付、②参加者の氏名と関係、③飲食店の名称・所在地、④参加者の数を記載した書類の保存が求められます。

■図表5 暗号資産の期末評価方法

原則	・期末に時価で評価 ・評価損益は課税対象	
2023年度改正	以下の2つの要件を満たすものについては原価法（＝取得価額）で評価 ①自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有している ②①の暗号資産の発行時から一定の譲渡制限 <sup>①</sup> が行なわれている	
2024年度改正	* <sup>1</sup> 一定の譲渡制限	①他の者に移転できない技術的措置がとられている または ②一定の要件を満たす信託の信託財産になっている
	一定の譲渡制限 <sup>②</sup> が行なわれている暗号資産の期末評価について、①原価法、②時価法のうち、法人が選んだ評価方法で行なう	
	* <sup>2</sup> 一定の譲渡制限	①他の者に移転できない技術的措置がとられている ②①の制限があることを認定資金決済事業者協会で公表させるため、暗号資産交換業者にその旨を通知している
評価方法の選定	・評価方法は暗号資産の種類ごとに選定 ・暗号資産を取得した年度の確定申告書の提出期限までに所轄の税務署長に届出 ・届出をしなかった場合は原価法で計算した額が評価額になる	

## 6. 中小企業等の少額減価償却資産の取得 価額の損金算入の特例の見直し・延長 (増税)

### ▶ ポイント

- 中小企業と一定の組合においては、特例により取得価額30万円未満の減価償却資産について全額を損金算入できるが、その適用期限が2026年3月31日まで延長に
- 出資金等が1億円を超える組合等のうち、常時使用する従業員数が300人を超えるものは、この制度の対象から除外

### ▶ 適用対象期間

2024年4月1日～2026年3月31日

### ▶ 改正内容

この特例は、中小企業と農業協同組合等で常時使用する従業員数が500人以下のものが対象でしたが、改正により出資金等が1億円を超える農業協同組合等については従業員の数が300人を超えるものは対象外となりました。

### ▶ 実務上の留意点

この特例の適用を受けるためには、確定申告書に別表十六（七）を添付して申告する必要があります（図表6）。

また、この特例の適用を受ける資産は、租税特別措置法上の特別償却、税額控除、圧縮記帳との重複適用はできません。

取得価額が10万円未満のもの、一括償却資産の損金算入制度の適用を受けるものについても、この特例の適用がないことに注意が必

要です。

## 7. 経営セーフティ共済掛金の損金算入の 特例の見直し (増税)

### ▶ ポイント

- 経営セーフティ共済の契約を解除した後に再契約した場合、解除日から同日以後2年を経過する日までの間に支出する掛金については損金算入ができなくなる

### ▶ 適用対象期間

2024年10月1日～

### ▶ 背景

経営セーフティ共済は、取引先事業者の倒産に伴う連鎖倒産等を防止するための制度で、掛金を総額800万円まで積み立てることができます。

掛金は、特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例の適用により、全額を損金算入でき、税金計算上もメリットがあります。

しかし、このメリットを悪用して経営セーフティ共済の契約を解除し、再度契約して掛金を損金算入することで、法律の目的から逸脱した過度な節税を行なう事例が見受けられるようになったことから、現行制度が見直されることになりました。

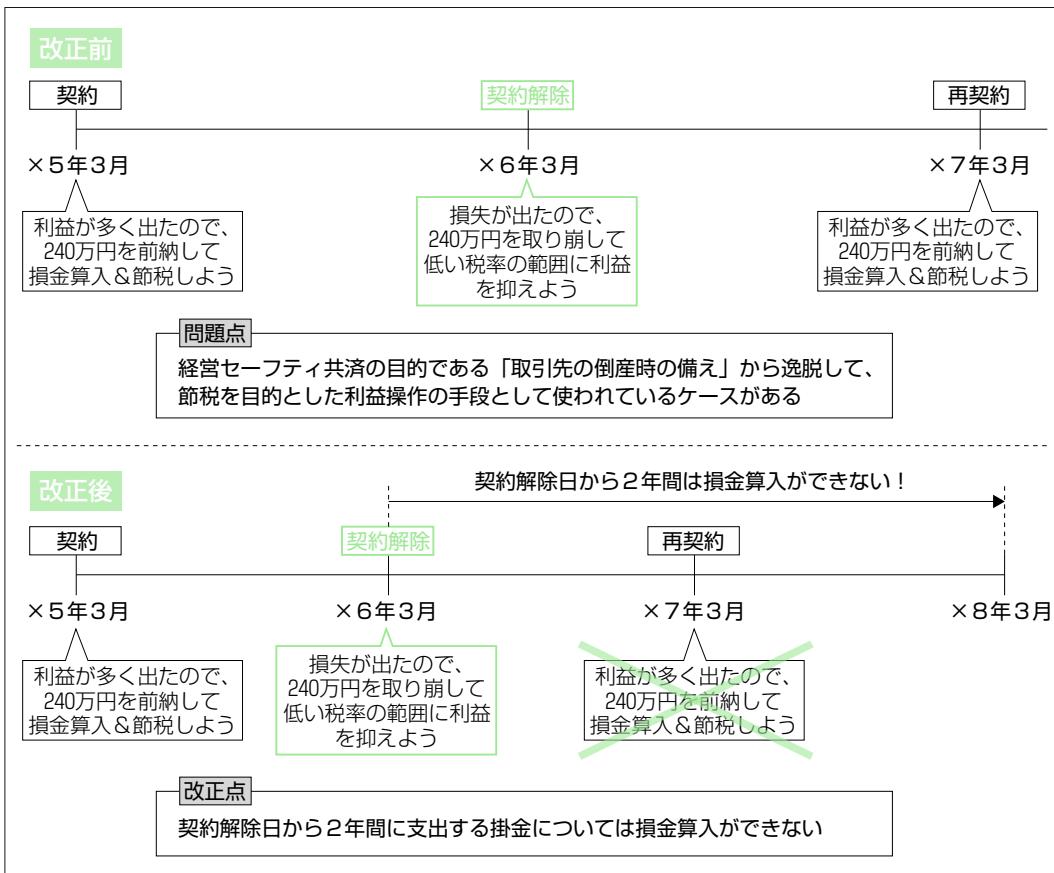
### ▶ 改正内容

経営セーフティ共済の契約を解除した後で再契約した場合、解除日から2年を経過する日までの間に支出する掛金については損金算入ができなくなります（図表7）。

■図表6 少額減価償却資産の償却方法

対象	取得価額	償却方法	損金算入限度額	確定申告で作成する書類
中小企業等	30万円未満	取得した年度に全額を損金算入	300万円	別表十六（七）
中小企業等 以外の企業	20万円未満	3年で均等償却	なし	別表十六（八）
	10万円未満	取得した年度に全額を損金算入	なし	なし

■図表7 経営セーフティ共済の損金算入の特例の問題点と改正内容



## II 所得税・その他

### 1. 所得税の定額減税

(減税)

#### ▶ ポイント

- 定額減税額は本人と同一生計配偶者および扶養親族1人につき3万円
- 給与所得者は2024年6月1日以後の源泉徴収税額から控除
- 事業所得者は2024年分の予定納税額から、予定納税がない場合は2024年分の確定申告時に控除

#### ▶ 適用対象期間

2024年分が対象

#### ▶ 背景

ことしの春闘は30年ぶりの高水準の賃上げが見込まれる水準となったものの、賃金の上昇が物価上昇に追いついておらず実質的な国民の負担は増しています。そこで、国民の可処分所得を増やし、個人消費を促進することで経済を成長軌道に乗せるため、所得税の定額減税が実施されることになりました。

#### ▶ 減税額＝特別控除額

定額減税による所得税の減税額は、本人と

同一生計配偶者および扶養親族1人あたり3万円です（図表8）。

#### ▶定額減税の実施方法

給与所得者は、2024年6月以後最初の給与・賞与に対する源泉徴収税額から控除し、

控除しきれない場合は、7月以降の源泉徴収税額から順番に控除します。

#### ▶実務上の留意点

定額減税を実施するうえでの主な実務上の留意点は、図表9のとおりです。

■図表8 定額減税の実施方法

(例) 同一生計配偶者と扶養親族が2人の場合			
【減税額】3万円×4(本人+同一生計配偶者+扶養親族×2人)=12万円			
給与支給額 500,000円	賞与支給額 900,000円	給与支給額 500,000円	給与支給額 500,000円
源泉徴収税額 11,750円	源泉徴収税額 93,000円	源泉徴収税額 11,750円	源泉徴収税額 11,750円
控除額 (定額減税) <b>11,750円</b>	控除額 (定額減税) <b>93,000円</b>	控除額 (定額減税) <b>11,750円</b>	控除額 (定額減税) <b>3,500円</b>
支給額 500,000円	支給額 900,000円	支給額 500,000円	支給額 491,750円
控除しきれなかった額 120,000-11,750 <b>=108,250円</b>	控除しきれなかった額 108,250-93,000 <b>=15,250円</b>	控除しきれなかった額 15,250-11,750 <b>=3,500円</b>	控除しきれなかった額 0円
2024年 6月25日 給与支給	2024年 6月28日 賞与支給	2024年 7月25日 給与支給	2024年 8月23日 給与支給
2024年6月以後の給与・賞与の源泉徴収税額から早い順に控除する「先送り」や「後からまとめて」の控除はできない			

■図表9 定額減税の実務上の留意点

項目	留意点
所得制限	定額減税の対象となるのは合計所得額が1,805万円以下の人
同一生計配偶者の判定	以下の要件をすべて満たす配偶者が該当する ① 納税者本人と生計を一にする配偶者 ② 合計所得金額が48万円以下 ③ 青色事業専従者等ではない 「控除対象配偶者」「源泉控除対象配偶者」と混同しやすいので、判定の際に注意が必要
扶養親族の判定	納税者と生計を一にしている以下の人 ① 紳士者本人の親族（配偶者を除く） ② 里親に委託された児童 ③ 養護受託者に養護を委託された老人 「控除対象扶養親族」と混同しやすいので、判定の際に注意が必要
同一生計配偶者、扶養親族に該当するかどうかの判定時期	2024年12月31日の現況
月次減税事務と年調減税事務の関係	給与所得者の定額減税事務は、2024年6月以後の給与・賞与に対する源泉徴収税額から順次に控除していく（=月次減税） 年調減税事務は、年末調整の対象者で、かつ、2024年内に支払いの確定した給与等を基に年末調整により計算した年調所得税額がある場合、その所得税額から年調減税額を控除する

給与取得者の場合、源泉徴収事務と年末調整のなかで実施するので、類似する用語の定義に注意しながら手続きを進める必要があります。

## 2. 住民税の定額減税

(減税)

### ▶ ポイント

- ・減税額は本人と控除対象配偶者および扶養親族1人につき1万円
- ・2024年7月から2025年5月までの11回に分けて徴収する

### ▶ 適用対象期間

2024年度分が対象

### ▶ 定額減税の実施方法

2024年6月分は徴収せずに、定額減税後の税額を2024年7月分から2025年5月分の11か月に分割して徴収します。

### ▶ 実務上の留意点

住民税の特別徴収は、自治体から送付される「特別徴収税額決定通知書」に沿って行なわれます。

定額減税が反映された額になっているので、通常どおり「特別徴収税額決定通知書」に従って進めれば問題ありません。

■図表10 エンジェル税制の改正

種類		
優遇措置A (寄付金控除措置)	税金計算上の メリット	スタートアップ企業が発行した株式、 <b>一定のストックオプション</b> の取得のために支払った金額のうち、800万円または総所得金額×40%のいずれか低い金額まで所得控除が受けられる
	取得価額の 調整計算	所得から控除した金額を株式の取得価額から控除＝課税の繰延べ
優遇措置B	税金計算上の メリット	スタートアップ企業が発行した株式、 <b>一定のストックオプション</b> の取得のために支払った金額を、その年の他の株式の譲渡益から控除できる
	取得価額の 調整計算	譲渡所得から控除した金額を株式の取得価額から控除＝課税の繰延べ
プレシード・ シード特例	税金計算上の メリット	スタートアップ企業が発行した株式、 <b>一定のストックオプション</b> の取得のために支払った金額を、その年の他の株式の譲渡益から控除できる
	取得価額の 調整計算	譲渡所得から控除した金額が20億円以下なら取得価額の調整不要＝非課税

※色文字部分が改正による追加部分

- ・対象に**一定のストックオプションへの投資**が追加

Note : 改正前は株式への投資のみが対象

- ・対象に**信託を通じた投資**が追加

Note : 改正前はスタートアップ企業から直接株式を取得するケースのみが対象

## 3. エンジェル税制の見直し

(減税)

### ▶ ポイント

- ・エンジェル税制の対象となる株式等の範囲に、新株予約権等が追加
- ・信託を通じた投資も可能に

### ▶ 適用期間

現時点では未定

### ▶ 背景

スタートアップ企業への投資促進を目的とするエンジェル税制について、2023年度改正ではスタートアップへの上限20億円までの投資について、株式譲渡益を非課税とすることにしました。2024年度改正でも、制度の利便性向上に向けた措置が取られています。

### ▶ 現行制度

一定の要件を満たすスタートアップ企業への投資について、株式譲渡益への課税の繰延べや非課税などの税務上のメリットが与えられています。

### ▶ 改正内容

2024年度改正では現行制度を拡充して、スタートアップ企業への投資環境を整備しました(図表10)。

## 4. ストックオプション税制の見直し (減税)

### ▶ ポイント

- ・権利行使によって交付される株式の保管委託要件の緩和
- ・1年あたりの権利行使価額限度額を引き上げ
- ・社外高度人材へストックオプションを付与する場合の要件が緩和

### ▶ 適用対象期間

現時点では未定

### ▶ 背景

手もとの資金が乏しいスタートアップが人材を獲得する際に重要な役割を担うのがストックオプションです。将来の株価の上昇が自己の資産の増加につながることから、スタートアップに参加する側にとってもストックオプションは魅力的です。

しかし、税制適格ストックオプションの保管委託要件がM&Aの制約になる、税制適格ストックオプションを付与する社外高度人材の要件が厳しすぎるなど、制約が多く効率よく活用することができていませんでした。

そこで、2024年度改正では税制適格ストックオプションを使いやすくするための措置がとられることになりました。

### ▶ 改正内容

#### ① 権利行使によって交付される株式の保管委託要件の緩和

次の要件を満たすストックオプションを上場前に権利行使する場合、証券会社への株式の保管委託が必要なくなりました。

- ・権利行使により交付される株式が譲渡制限株式であること
- ・ストックオプションを発行した会社自身により当該譲渡制限株式の管理がされること

#### ② 1年あたりの権利行使価額の限度額の引き上げ

改正前は一律1,200万円が上限でしたが、条件に応じて限度額が引き上げされました(図表11)。

#### ③ 社外高度人材に係る要件の緩和

ストックオプション発行会社の要件のうち、資本金要件・従業員数要件が廃止されることになります。

また、社外高度人材に係る要件について図表12のとおり変更が加えられます。

■図表11 1年あたりの権利行使価額の限度額(改正後)

		非上場	上場
設立5年未満		2,400万円	2,400万円
設立5年以上 20年未満	非上場	3,600万円	—
	上場後5年未満	—	3,600万円
	上場後5年以上	—	1,200万円
設立20年以上		1,200万円	1,200万円

■図表12 社外高度人材に係る要件

改正前	改正後
国家資格を保有+3年以上の実務経験	国家資格を保有(実務経験を廃止)
博士の学位を保有+3年以上の実務経験	博士の学位を保有(実務経験を廃止)
高度専門職の在留資格をもって在留+3年以上の実務経験	高度専門職の在留資格をもって在留(実務経験を廃止)
上場企業で役員の経験が3年以上	上場企業または一定の非上場企業で役員・執行役員等の経験が1年以上
将来成長発展が期待される分野の先端的な人材育成事業に選定され従事していた者	変更なし
過去10年間、一定の売上高要件を満たす製品または役務の開発に2年以上従事	過去10年間、一定の売上高要件等を満たす製品または役務の開発・販売活動・資金調達活動に2年以上従事
—	新設 教授および准教授

※色文字部分が改正事項

### III 消費税

#### 1. プラットフォーム課税の導入

(一)

##### ▶ ポイント

- ・国外の会社が、一定の基準を満たすデジタルプラットフォームを通じてアプリやゲームなどを日本国内に向けて販売する場合、デジタルプラットフォームを運営する会社が、消費税の申告と納付を行なう

##### ▶ 適用対象期間

2025年4月1日～

##### ▶ 背景

近年、Amazon、App Store、Google Playなど大規模なプラットフォームを介して販売されるデジタルコンテンツ（アプリ、ゲーム、電子書籍など）の市場が急速に拡大しています。国外の会社が販売するデジタルコンテンツについては、国外の会社に消費税の申告義務がありますが、プラットフォームを窓口にして参入する国外の会社の数が多く、その捕捉と徴収が十分に行なえませんでした（図表13）。

そこで、プラットフォームの役割に着目し、プラットフォームを運営する会社に消費税の

申告と納付の義務を負わせるプラットフォーム課税が導入されることになりました。

##### ▶ プラットフォーム課税の内容

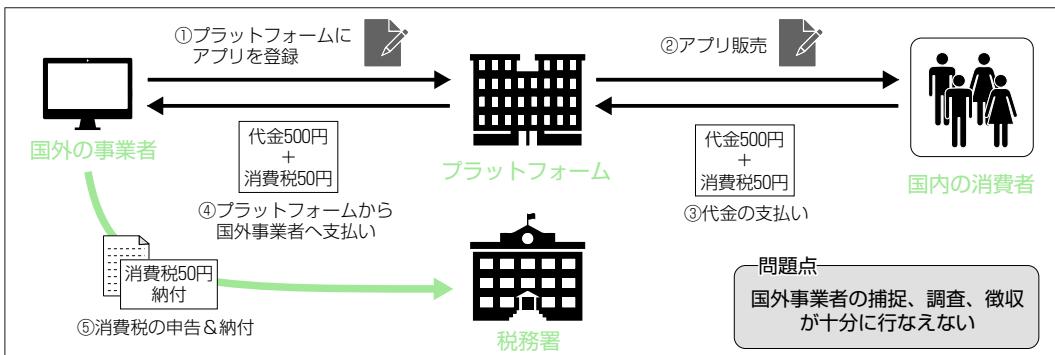
プラットフォーム課税は、一般消費者向けのデジタルコンテンツ（アプリ、ゲーム、電子書籍など）の売上が50億円を超えるデジタルプラットフォームの運営会社を「特定プラットフォーム事業者」として指定し、国外の会社が特定プラットフォーム事業者を通じて国内の消費者に向けて販売したときに発生する消費税の申告と納付を、国外の会社に代わって行ないます（次図表14）。

##### ▶ 事業者向けデジタルサービスはリバースチャージ方式

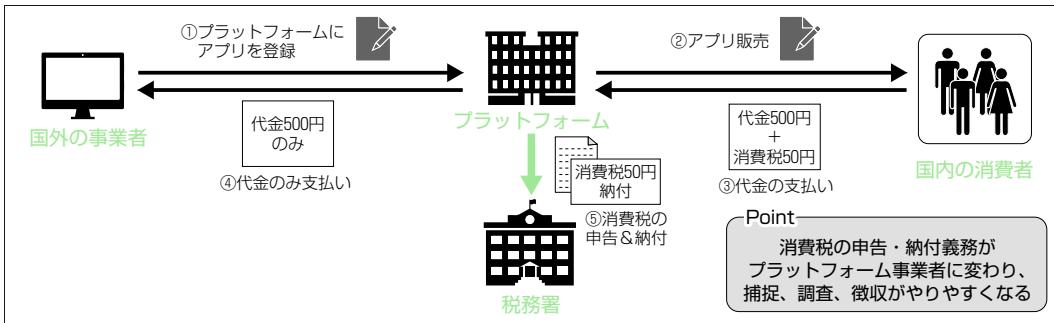
プラットフォーム課税の対象になるのは、一般消費者に向けてデジタルコンテンツを販売しているプラットフォームです。事業者に向けてデジタルサービスを提供する国外事業者については、リバースチャージ方式が適用されます（次図表15）。

リバースチャージ方式は、国外の事業者が国内の事業者に向けてデジタルサービスを販売したときに発生する消費税の申告と納付を、サービスを購入した国内の事業者が行なう仕組みです。リバースチャージ方式が適用され

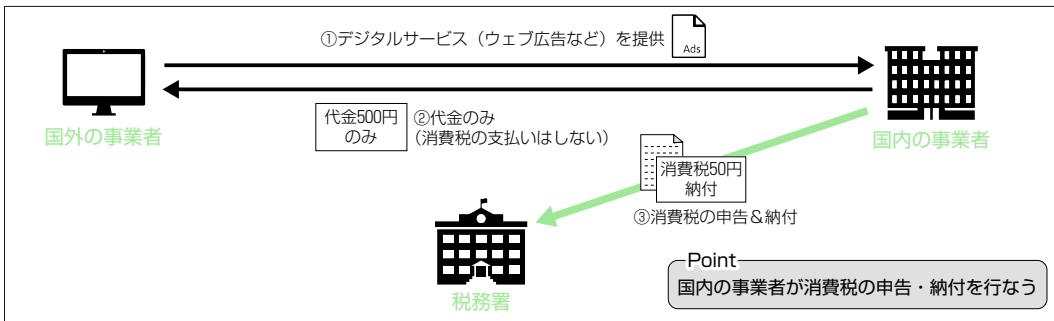
■ 図表13 プラットフォーム課税導入前の消費税のしくみ



図表14 プラットフォーム課税



図表15 リバースチャージ方式



る取引については、プラットフォーム課税の適用はありません。

#### 実務への影響

プラットフォーム課税で影響を受けるのは、Amazon、Apple、Googleなどのいわゆるメガプラットフォーマーで、国内の事業者への影響は限定的と考えられます。

## 2. インボイス制度に関する帳簿の記載事項の見直し (一)

#### ポイント

- 自動販売機で課税仕入れをした場合、帳簿への自動販売機の所在地の記載が不要に

#### 適用対象期間

2024年4月1日～(2023年10月1日以後の取引については、記載を求める)

#### 改正内容

自動販売機で課税仕入れをした場合、帳簿に自動販売機の所在地を記載することが求められていましたが、実務上の便宜などを考慮

して記載不要となりました。

## 3. 免税事業者からの仕入税額控除の上限の設定 (増税)

#### ポイント

- 免税事業者等からの課税仕入れについて、10億円を超える部分は仕入税額控除が認められなくなった

#### 適用対象期間

2024年10月1日～

#### 改正内容

免税事業者等からの課税仕入れについては、経過措置によって消費税額の80%（2026年10月1日から2029年9月30日までは50%）の仕入税額控除が認められていますが、この経過措置を利用して過度な節税が行なわれるリスクがあります。

そこで、1つの非登録事業者からの課税仕入れのうち10億円を超える部分については、仕入税額控除を認めないことになりました。

## IV 2024年度 主要税制改正項目一覧

税	項目		改正前	改正後	適用対象期間	増税(↑) 減税(↓)
法人税	中小企業向け 負上げ促進税 制の見直し	教育訓練費の上乗せ要件	増加率10%以上で税額控除率10%上乗せ	増加率5%かつ給与額の0.05%以上で税額控除率10%上乗せ	2024年4月1日から2027年3月31日	↑・↓
		「女性活躍」「子育てとの両立」への支援の上乗せ要件	—	一定のくるみん認定、えるぼし認定で税額控除率5%上乗せ		↓
		税額控除の繰越し	—	5年間繰越し可能		↓
	中小企業事業再編投資損失準備金制度の見直し・延長	準備金積立限度：取得価額の70%	グループ化を目的とした2回目以降のM&Aについて準備金積立限度：(2回目)取得価額の90%。(3回目以降)取得価額の100%準備金の取崩し	改正産業競争力強化法施行日から2027年3月31日までの取得	↓	
		準備金の取崩し：5年間据え置き後、5年均等取崩し	10年間据え置き後、5年均等取崩し			
	イノベーションボックス税制の創設	—	内国法人に対して特定特許権等の譲渡や貸付けを行なった場合、一定の金額の30%を損金算入(所得控除)できる	2025年4月1日から2032年3月31日	↓	
		時価法(一部原価法)	一定の譲渡制限がされている暗号資産の期末評価は、①原価法、②時価法のうち、法人が選んだ評価方法で行なう			
	中小企業の交際費等の損金不算入制度の見直し・延長	① 交際費等を800円まで全額損金算入 ② 飲食費の50%を損金算入のどちらかを選択	適用期限の延長(3年間)	2024年4月1日から2027年3月31日	—	
		少額の飲食費の上限：5,000円／人	少額の飲食費の上限：1万円／人			
	中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の見直し・延長	対象	中小企業、農業協同組合等(従業員数500人以下)	中小企業、農業協同組合等(資本金の額等が1億円超で常時使用する従業員の数が300人を超える農業協同組合等を除外)	2024年4月1日から2026年3月31日	↑
	経営セーフティ共済掛金の損金算入の特例の見直し	経営セーフティ共済掛金は損金算入可能	経営セーフティ共済を契約解除した場合、契約解除日から2年間に支出する掛金については損金算入ができない	2024年10月1日から	↑	
所得税・その他	定額減税(所得税)	—	納税者本人3万円、同一生計配偶者3万円、扶養親族1人につき3万円	2024年分	↓	
	定額減税(住民税)	—	本人1万円、同一生計配偶者1万円、扶養親族1人につき1万円	2024年度分	↓	
	エンジエル税制の見直し	優遇措置の対象	株式等の取得	株式等の取得に加えて、一定のストックオプションの取得および信託を通じた投資が追加	—	↓
	ストックオプション税制の見直し	株式の保管委託要件	ストックオプションを上場前に権利行使する場合、取得する株式の保管を直ちに証券会社等に委託	一定の要件を満たすストックオプションを上場前に権利行使する場合、証券会社等への株式の保管委託は不要	—	↓
		1年あたりの権利行使価額の限度額	1,200万円	条件に応じて1,200万円から3,600万円の間に設定	—	↓
		社外高度人材に係る要件	一定の要件を満たした社外高度人材	実務経験の要件等を廃止	—	↓
消費税	プラットフォーム課税の導入	—	国外の会社が、アプリやゲームなどを一定の基準を満たすデジタルプラットフォームから日本国内に向けて販売する場合、デジタルプラットフォームを運営する会社が消費税の申告と納付を行なう	2025年4月1日から	—	
	インボイス制度に関連する帳簿の記載事項の見直し	自動販売機等での課税仕入れについて帳簿に住所等を記載	住所の記載不要	2023年10月1日から	—	
	免税事業者からの仕入税額控除の上限の設定	免税事業者等からの仕入について、仕入税額相当額の8割または5割を仕入税額とみなす	1つの免税事業者等からの仕入額が10億円を超える場合には、その超過分の課税仕入れについて経過措置の適用を認めない	2024年10月1日から	↑	